

ID: 129

担当部署: 商工観光課

処分の概要	奨励措置の取消し等		
例規名 根拠条項	旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例 第9条		
例規番号	平成31年条例第2号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (奨励措置の取消し及び停止)</p> <p>第9条 市長は、奨励措置適用の決定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を取り消し、又は奨励措置を停止することができる。</p> <p>(1) 決定を受けた対象施設の稼動開始が予定日より著しく遅延したとき。</p> <p>(2) 事業を廃止し、若しくは休止したとき、又は事実上廃止若しくは休止の状況にあるとき。</p> <p>(3) 決定の際に奨励措置適用の要件を欠いていたことが明らかになったとき。</p> <p>(4) 不正な行為により奨励措置適用の決定を受けたとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定により、奨励措置適用の決定を取り消し、又は奨励措置を停止した事業者に対して、既に交付した奨励金及び奨励措置に要した費用の全部又は一部を返還させ、免除した固定資産税を追徴することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 130

担当部署: 商工観光課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	ふれあいの海辺便益施設の設置及び管理に関する条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第104号		
【基準】 第6条の規定による。 (罰則) 第6条 便益施設を故意に損傷した者は、1万円以下の過料に処する。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 140

担当部署: 商工観光課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	旭市長熊釣堀センターの設置及び管理に関する条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第105号		
【基準】 第5条の規定による。 (使用料) 第5条 釣堀センターを使用する者は、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)に定めるところにより、使用料を使用前に納入しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 143

担当部署: 商工観光課

処分の概要	退場命令等		
例規名 根拠条項	旭市長熊釣堀センターの設置及び管理に関する条例 第9条(第12条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成17年条例第105号		
<p>【基準】 第9条の規定による。 (入場の拒否及び退場命令) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、釣堀センターを利用する者の入場を拒否し、若しくは退場を命じ、又はその他必要な措置を採ることができる。 (1) その利用が前条の規定に違反し、又は違反するおそれのあるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、管理上必要があると認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 144

担当部署: 商工観光課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	旭市営海浜プールの設置及び管理に関する条例 第3条		
例規番号	平成26年条例第24号		
【基準】 第3条の規定による。 (使用料) 第3条 プールを使用する者は、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)に定めるところにより、使用料を使用前に納入しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 147

担当部署: 商工観光課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	旭市飯岡刑部岬展望館の設置及び管理に関する条例 第5条(第10条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	令和4年条例第1号		
【基準】	<p>第5条及び旭市暴力団排除条例第10条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第5条 市長は、使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許可を取り消し、又は停止し、若しくは使用の条件を変更することができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 第3条第2項の規定により付された条件に違反したとき。 (3) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、展望館の管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>(公の施設の暴力団の利用制限)</p> <p>第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。</p> <p>2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 148

担当部署: 商工観光課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	旭市飯岡刑部岬展望館の設置及び管理に関する条例 第6条		
例規番号	令和4年条例第1号		
<p>【基準】 第6条の規定による。 (使用料) 第6条 使用者は、旭市使用料及び手数料に関する条例に定める使用料を納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日